

TMI 中国最新法令情報 —(2020年10月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 政務サービスの「跨省通弁」の加速推進に関する指導意見	
(2) 信頼できないエンティティ・リストに関する規定	
2. 司法解釈	
(1) 法律適用基準の統一化業務メカニズムの改善に関する意見	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	11
(第7回 輸出入契約のポイント)	
三. 中国法務の現場より	20
1. 海外から入京する場合の新しいコロナ対策措置	
2. 宣伝・販促活動等に関する注意事項	

一. 中国最新法令（2020年9月中旬～2020年10月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 政務サービスの「跨省通弁¹」の加速推進に関する指導意見²

国務院弁公庁 2020年9月29日公布³

① 背景

政務サービスの「跨省通弁」は、政府の職能を変更し、政務サービス能力を高めるための重要なルートで、国家のガバナンスシステム、ガバナンス能力の向上に重要な役割を果たしている。

近年来、中国共産党の党中央、国務院は許認可サービスの便利化、「インターネット+政務サービス」、経営環境の改善等に関し、一連の政策を次々と打ち出し、全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームが初歩的に構築されてきた。そして、政務サービス「一網通弁⁴」が更に推進され、各地域・各部門では政務サービスの改革を積極的に展開したことにより、政務サービスの利便性と民間の満足度は大きく向上した。

他方、企業と民間の異地での業務処理は相変わらず多くの難点を抱え、異地間の複数回の往復が必要な状況は相変わらず存在している⁵。

目下、中国には2億人以上の流動人口がいる。人員の異地での勤務・生活、企業の異地での事業活動が日増しに頻繁になり、異地での業務処理の需要も日々高まっている。こうした需要に対応し、企業、民間に便宜を図り、民間の改革への満足度をさらに高めるため、「政務サービスの「跨省通弁」の加速推進に関する指導意見」（以下「指導意見」という。）が制定された。

② 主な内容

指導意見は需要の高い政務サービス事項から着手し、2020年末までに第一弾の「跨省通弁」事項を実現させること、2021年末までに需要の高い政務サービス事項を基本的に実現したうえ、リスト管理制度と更新メカニズムを確立し、段階的にその他の事項を導入すること、そして各種市場主体と人民大衆の異地での手続需要を効率よく満足させるという目標を掲げ⁶、目標を達成するための重点任務、業務モデル、関連サービス等を規定している。

ア 重点任務

(a) 個人需要の高いサービスの「跨省通弁」の推進

教育、就職、社会保険、医療、居住、交通等大衆の生活に緊密にかかわる異地での手続処理の需要をめぐり、社会保障カードの申請・受領、異地での医療サービスを受

¹ 中国の省は日本の都道府県に相当する一級行政区の呼称で、省、自治区、直轄市が含まれる。「跨省通弁」は通常、省内で行う手続について、省を超えて行うことを可能とすることをいう。

² 「国务院办公厅关于加快推进政务服务“跨省通办”的指导意见」

³ 正式な公布日は2020年9月29日であるが、実際の施行日は2020年9月24日となっており、公布と施行が前後している。

⁴ 一つのサイトで全ての申請の受理が可能なることをいう。

⁵ 中国語で「異地（异地）」とは、異なる都市、地域のことをいう。

⁶ 指導意見一（三）

ける場合の届出と決済、養老保険関係の移転・接続、戸籍の移転、住宅積立金の移転・接続、就職創業、婚姻登記、生育登記等の事項について、「跨省通弁」の実現を加速させ、人民大衆の獲得感を向上させる⁷。

(b) 企業の生産経営における需要の高い事項の「跨省通弁」の推進

企業の各種市場主体の登記登録と企業関連の経営許可等事項の「跨省通弁」を推し進め、各種異地投資プロジェクトの審査・許認可、工事プロジェクトの審査・許認可等を簡略化する⁸。

(c) 地域間「跨省通弁」の先行模索と「省内通弁」の深化の推奨

全国「跨省通弁」リストを基礎に、京津冀⁹、粵港澳大湾区、長江デルタ、成都・重慶等の地域における「跨省通弁」の深化を支持し、地域間の協調成長にサポートを提供する。各地域での深化を支持し、より多くの事項の「省内通弁」を推進する¹⁰。

イ 業務モデルの改善

(a) 「全過程のオンライン処理」の深化

法律上、現場処理が必要な事項以外、「できることなら、全てオンライン」の原則に従って、政務サービス事項の全てを全国一体化政務サービスプラットフォームに統括し、申請受理、審査決定、証書発行・送達等の全ての手続のためのオンラインサービスを提供する¹¹。

(b) 「異地代理受領、代理処理」の発展

法律上、現場処理が必要な事項について、各省区市の従来の処理権を変更しない前提で、「受領・処理分離」のモデルを通じ、事務処理の所属地による管理制限を破り、申請人は政務サービス受付に設置された「跨省通弁」窓口で申請材料を提出することができ、窓口の担当が材料を受領後、形式審査、身分照合を行い、郵便にて業務所属地の部門に郵送する。業務所属地の部門は紙の結果を郵送するか、またはネットを通じて結果を送達する¹²。

(c) 「複数地点共同処理」の改善

申請人が複数の異なる現場に赴き、処理が必要な政務サービス事項について、申請人の手続量と往復回数を減らし、現存の業務ルールの改善、複数地点の手続の整合、一つの地域での申請受理等を通じ、申請人が一つの場所に行くだけで手続を完了できることを実現させる¹³。

⁷ 指導意見二（一）

⁸ 指導意見二（二）

⁹ 北京市・天津市・河北省を指す。

¹⁰ 指導意見二（三）

¹¹ 指導意見三（一）

¹² 指導意見三（二）

¹³ 指導意見三（三）

ウ サービス支援の強化

(a) 全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームの「跨省通弁」サービス能力の強化

全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームにて全国「跨省通弁」専門エリアを設け、全国「跨省通弁」サービスのメインの入口として、個人と企業の専属空間を設置し、「跨省通弁」サービスを正確に提供する¹⁴。

(b) 「跨省通弁」データ共有支援能力の向上

権威があり、効率の高いデータ共有協調メカニズムを構築し、データ共有供給の連結、使用の規範化、紛争の処理、安全管理、監督考査、技術支援等の制度の手順を明確にし、「跨省通弁」のデータ需要に応じる¹⁵。

(c) 「跨省通弁」業務ルールと基準の統一

各地域・部門は「減らすべきものは減らす」原則に従って、「跨省通弁」の業務ルールを改善し、申請条件、申告方式、受理モデル、審査手順、処理上の期限、証書発行方式、費用徴収基準等の内容を明確にし、手続手順と案内を統一させる¹⁶。

(d) 政務サービス機構の「跨省通弁」能力建設の強化

政務サービス機構の「跨省通弁」管理とサービス機能を強化し、政務サービス資源の配置を改善し、原則上は、県級以上の政務サービス受付は「跨省通弁」窓口を設置し、政務サービス受付は全国一体化政務サービス受付の関連基準規範に従って「跨省通弁」専門エリアを設置し、関連の設備と人員を配置する。条件が整っている地方は郷鎮（街道）、村（コミュニティ）、園区にまで普及させる¹⁷。

(2) 信頼できないエンティティ・リストに関する規定¹⁸

商務部 2020年9月19日公布、施行

① 背景

目下、一国主義や貿易保護主義が台頭し、多国間貿易体制は厳しい挑戦に直面し、正常な国際経済貿易活動はマイナスの影響を受けている。一部の外国の企業、主体はビジネス以外の目的で、正常な市場ルールと契約ルールに反した中国企業の封じ込め、供給停止及びその他差別措置を取り、中国企業の正当な権益や中国国家の安全と利益に危害を及ぼすだけでなく、世界の産業チェーン、サプライヤーチェーンの安全を脅かすことで、世界経済を打撃し、関連企業及び消費者の利益にも損害を及ぼしている。

国際経済貿易規則と多国間貿易体制を維持し、一国主義と貿易主義に反対し、中国の国家安全、社会公共利益及び企業の合法権益を守るため、2019年5月31日、中国商務部の報

¹⁴ 指導意見四（一）

¹⁵ 指導意見四（二）

¹⁶ 指導意見四（三）

¹⁷ 指導意見四（四）

¹⁸ 「不可靠实体清单規定」

道官は中国政府が「信頼できないエンティティ・リスト」を構築する方針を明らかにしていたが、2020年9月19日、商務部は中国の国家主権や中国企業の利益を損なうと判断した外国企業をリスト化し、輸出入や投資を禁止・制限する「信頼できないエンティティ・リストに関する規定」（以下「規定」という。）を公表した。なお、今回、「規定」が制定・施行されたが、「信頼できないエンティティ・リスト」自体については、まだ公布されていない。

② 主な内容

規定は全14条からなり、信頼できないエンティティの対象、リストへの掲載の際の考慮要素、掲載手続、リストに掲載された場合の制裁処置、リストからの移出等を規定している。以下、その主なポイントを紹介する。

ア 信頼できないエンティティの対象

国家は信頼できないエンティティ・リスト制度を設置し、外国エンティティの以下の行為について、相応の措置を取る。

- 中国の国家主権・安全・発展利益に危害を与えるもの
- 正常な市場取引原則に違反し、中国の企業・組織・個人との正常な取引を中断し、又は、中国の企業・組織・個人に対して差別的な措置を講じて、中国の企業・組織・個人の適法な利益を著しく害するもの¹⁹

イ リストへの掲載手続

実務機構は、関連する外国エンティティの行為に対して調査を行い、関連する当事者に質問し、関連書類、資料を調査若しくは複製し、及びその他の必要な方法を探ることができる。調査期間中、関連する外国エンティティは陳述、弁明を行うことができる²⁰。

ウ リストへの掲載の際の考慮要素

実務機構は、調査結果に基づき、以下の要素を総合的に考慮し、関連する外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストに加えるか否かの決定を行い、且つ公布する。

- 中国の国家主権・安全・発展利益に与える危害の程度
- 中国の企業・組織・個人の適法な利益に与える損害の程度
- 国際的に通用する経済貿易原則に合致するかどうか
- その他考慮すべき要素²¹

エ リストへ掲載された場合の制裁措置

信頼できないエンティティ・リストに加えられた外国エンティティについて、実務機構は以下の一つまたは複数の処置を取り、且つ公告することができる。

- 中国に関する輸出入活動への禁止又は制限
- 中国国内投資への禁止又は制限

¹⁹ 規定第2条

²⁰ 規定第6条第1項

²¹ 規定第7条

- 関係する人員や交通手段の入国の禁止又は制限
- 関係する人員の中国国内における就業許可、居留資格の制限又は取消
- 情状の軽重に応じた金額の過料
- その他必要な措置²²

オ リストからの移出

実務機構は実際の状況に応じ、関連する外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストから移出する決定を下すことができる。関連する外国エンティティが公告に明記された是正期限内にその行為を是正し、且つ不利な結果を除去するような措置を取る場合、実務機構は決定をし、信頼できないエンティティ・リストから移出しなければならない²³。

2. 司法解釈

(1) 法律適用基準の統一化業務メカニズムの改善に関する意見²⁴

最高人民法院 2020年9月23日公布²⁵

① 背景

法律を平等、統一的に適用することは人民法院が法により裁判権を独立、公正に行使するための職責であり、社会における公平・正義の実現に関わり、中国の特色のある社会主義法治体系の建設と改善の要求でもある。

人民法院が司法の公正を実現するためには法律適用基準の統一化を確実にし、裁判権の制約・監督体系の改善を加速しなければならない。司法責任制改革の推進に伴い、ここ数年来、最高人民法院は司法解釈の作成、指導的判例の公布等の措置を取り、法律適用の統一問題を次々と解決してきた。

他方、「類案不同判²⁶」現象が司法責任制改革における課題となっている。「類案不同判」現象の根本には法律適用基準の不統一という問題があるところ、新時代において、人民大衆の公正な司法に対する需要を満たし、統一した法律適用基準を確立することは人民法院の急務となっている。こうした背景の中、「法律適用基準の統一化業務メカニズムの改善に関する意見」（以下「意見」という。）が制定された。

② 主な内容

意見は10か条で構成されており、人民法院が法律適用基準の統一を実現するための10のルールと方法を全面的にまとめ、法律適用基準を統一するための21の詳細な措置を規定した。意見は、法律適用基準の統一を人民法院の裁判業務全体に融合し、規範根拠の完備化、意見相違の解決メカニズムの健全化から、裁判組織の指導、裁判管理の強化、裁判監督、

²² 規定第10条

²³ 規定第13条第1項

²⁴ 「最高人民法院关于完善统一法律适用标准工作机制的意见」

²⁵ 正式な公布日は2020年9月23日であるが、実際の施行日は2020年9月14日となっており、公布と施行が前後している。

²⁶ 同じ種類の事件なのに、判決が異なる現象をいう。

更に、類似事件検索、テクノロジーのサポート、人材育成等の面まで全面的な規定をした。以下、その主なポイントを紹介する。

ア 司法解釈と判例指導業務の強化

(a) 司法解釈の法律適用基準の統一化における重要な役割の発揮

司法解釈は中国の特色のある司法制度の重要な構成部分であり、最高人民法院の重要な職責の一つでもある。裁判における法律の具体的な応用、特に法律上定めが明確でないことにより理解、執行に困難が生じた場合、状況の変化により事件の根拠について異なる見解が存在した場合、ある種の事件に存在した裁判尺度の不一致等の問題について、最高人民法院は調査と研究を強化し、法律の規定に従って、司法解釈を迅速に作成しなければならない。人民大衆の利益に関わり、または重大な問題に関する司法解釈については社会にパブリックコメントを聴取しなければならない²⁷。

(b) 指導的判例業務の強化

最高人民法院が公布した指導的判例は全国の法院の裁判、執行に指導的な役割を有し、裁判経験をまとめ、法律適用基準を統一させ、裁判品質を高め、公正な司法を守るための重要な措置である。各級人民法院は発効判決の中から、法律適用基準を統一させ、規則を確立できる典型的判例を推薦し、最高人民法院裁判委員会が議論を経て確定後、一斉に公布する²⁸。

(c) 司法指導的書類と典型的判例の指導的役割の発揮

司法指導的書類、典型的判例は法律を正しく適用し、裁判基準を統一させ、裁判の法的効果と社会的効果の統一を実現するための指導と調節の役割を有している。党と国家政策、経済社会成長の需要の貫徹をめぐって、最高人民法院は迅速に司法指導的書類を作成し、新たな状況にある人民法院の業務に業務的指導と政策的手引を提供する²⁹。

イ 最高人民法院による法律適用問題解決メカニズムの確立と健全化

(a) 全国法律適用問題専用プラットフォームの確立

最高人民法院は重大な法律適用問題の発見と解決メカニズムを確立し、上下一貫、内外結合、システム完備、規範化・高効率の法律適用問題解決システムの形成を加速し、各地に存在する法律適用基準不一致の問題を速やかに研究・解決する。

(b) 法律適用不一致の解決メカニズムの健全化

裁判委員会は最高人民法院が法律適用の不一致を解決するための指導と決議を行う機構であり、最高人民法院の各業務部門、裁判管理事務室と中国応用法学研究所は法律適用不一致の解決のニーズに応じて、裁判委員会の決議のためにサービスと決議の参考を提供する³⁰。

²⁷ 解釈二の3

²⁸ 解釈二の4

²⁹ 解釈二の5

³⁰ 解釈三の7

ウ 高級人民法院の法律適用基準の統一化解決メカニズムの完備

(a) 高級人民法院の裁判指導業務の規範化

各高級人民法院は事件審理に関する指導的書類と参考判例を公布する方式を通じて、裁判の経験をまとめ、裁判の基準を統一させる³¹。

(b) 最高人民法院による法律適用不一致問題の解決メカニズムの確立

各高級人民法院は最高人民法院のやり方に倣い、管轄地域内での法律適用不一致解決メカニズムを確立し、法院内部及び管轄地域内の法院の事件審理における法律適用不一致を研究・解決する³²。

エ 各裁判組織の法律適用基準の統一化における法定職責の強化

(a) 独任裁判官、合議廷による法律職責の正確な適用の強化

各級人民法院は司法責任制を全面的に実施し、独任裁判官、合議廷等の裁判組織が法律適用基準の統一化における基礎的な役割を十分に生かす³³。

(b) 裁判委員会による法律適用基準の統一化の職責の発揮

裁判委員会の議事規則と議事手順を改善し、民主集中制の長所を生かし、裁判委員会の法律適用基準の統一化における重要な役割を強化する³⁴。

オ 院長・廷長の法律適用基準の統一化における監督管理職責の確実化

院長・廷長が裁判監督管理権限に従って、裁判管理と業務指導を強化し、法律適用基準の統一化を確保する。専門裁判官会議の主催または出席などを通して、専門裁判官会議が法律適用基準の統一に際して、プロとしてのコンサルティングの役割の発揮を推進し、独任裁判官、合議廷の審理意見が専門裁判官会議の意見、裁判委員会の決定と不一致の事件に関する検討会を定期的に組織し、法律適用基準の統一のために経験をまとめる³⁵。

カ 裁判管理の、法律適用基準の統一化における役割の発揮

裁判管理部門が手順管理、クオリティチェック等の裁判管理職責を履行する際、気付いた重大な適用問題について、迅速に報告し³⁶、法律、司法解釈、指導的判例に確定した裁判規則等に乖離する可能性がある状況に気付いた場合、担当裁判官は事件審査委員会に理由を説明しなければならない。長期にわたり、終結していない事件や二審において判決が変更された事件、再審事件等の裁判管理において法律適用基準の不一致の問題に気付いた場合、迅速に院長・廷長と裁判委員会に報告する³⁷。

³¹ 解釈四の 8

³² 解釈四の 9

³³ 解釈五の 10

³⁴ 解釈五の 11

³⁵ 解釈六の 12

³⁶ 解釈七の 14

³⁷ 解釈七の 15

キ 裁判等級制度と裁判監督手順の、法律適用基準の統一化における役割の発揮

(a) 裁判等級制度の法律適用基準の統一化における役割を十分に発揮

上級法院が下級法院に対する監督指導を強化し、判決の変更、再審を指令した事件のフォロー、異議フィードバック制度の確立、分析研究と定期通報のメカニズムを完備させる。二審における法律紛争の解決に対する役割を十分に生かし、二審において法により法律適用問題を審査し、当事者の自由意志の範囲内での法律適用問題について、当事者の選択を存分に尊重する。公正な司法に影響する法律適用基準の不一致問題について、当事者の申し立てまたは職権によって矯正する³⁸。

(b) 裁判監督手順の法により過ちを是正する役割を十分に発揮

確定した事件に法律適用基準不一致の問題が存在する場合、裁判監督プロセスと司法判断の安定性との関係を正しく処理し、事件の状況に応じて、当事者の要求又は法により院長の発見手順を起動し、法律適用に誤りがある事件について再審を提起する。人民検察院が検察提案、抗訴等の法律監督行為を行い、法律適用基準の不一致問題に関わる場合、法により処理し、必要な場合、裁判委員会に報告し、議論によって決定する³⁹。

ク 類似事件と新型事件の強制検索報告業務メカニズムの改善

「最高人民法院による、法律適用を統一させ、類似事件検索を強化することについての指導意見（試行）」の要求に従って、担当裁判官は類似事件検索と分析を行う⁴⁰。類似事件の検索に際して、検索できた類似事件が指導的判例の場合、それを参照して判決を下す。但し、新しい法律、行政法規、司法解釈と不一致または新しい指導的判例に取って代わられる場合は除外する。その他の類似事件を検索できた場合、裁判の参考にすることができ、検索できた類似事件に、法律適用基準不一致の状況があった場合、法院の等級、判決時点、裁判委員会の議論を経たか否か等の要素を総合的に考慮し、法律適用の不一致解決メカニズムに従って解決する⁴¹。

ケ 法律適用基準の統一化に対する技術的支援と人材確保の強化

(a) 法律適用基準の統一化のための技術的支援の強化

各級人民法院はスマート法院の建設を深化し、法律適用基準の統一化のための情報化の保障を提供する。最高人民法院は司法ビッグデータ管理及びプラットフォームを基礎としたスマートデータセンターの建設を加速し、類似事件の知能化送信と裁判指示システムを改善し、類案同判決規則データベースと優秀判例分析データベースの建設を強化し、裁判官のために裁判規則と参考判例を、院長・廷長の監督管理のために、同類事件ビッグデータ報告を、審査委員会が事件を議論するための決議参考を提供する。各級人民法院は中国裁判文書網、「法信」、中国応用法学データ化サービスシステ

³⁸ 解釈八の16

³⁹ 解釈八の17

⁴⁰ 解釈九の18

⁴¹ 解釈九の19

ム等のプラットフォームを十分に生かし、ケーススタディと応用を強化し、裁判官が情報化された手段を利用し、類似事件検索とケーススタディを展開する能力を高める⁴²。

(b) 裁判官の法律適用能力の育成の強化

各級人民法院は裁判人員の政治的素質と業務能力に対するトレーニングを強化し、法律適用基準の統一化のための法律解釈、ケース分析、類似事件検索、技術的応用等の面の能力の育成を強化し、裁判人員の法律適用基準の統一化の意識、能力を全面的に引き上げる⁴³。

(李成慧・中国法顧問)

⁴² 解釈十の 20

⁴³ 解釈十の 21

二. 連載 中国法実務のイロハ
第三弾：契約実務のイロハ（第7回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更と終了
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第7回 輸出入契約のポイント

第三弾「契約実務のイロハ」では、全6回に渡って、契約の基本事項についてご紹介しました。今回からは、日中企業間で締結される典型的な契約の一般的な内容及びその留意事項について、ご紹介する予定です。

今回は、もっとも典型的な輸出入契約について、ご紹介します。

Q3.7.1 輸出入契約には、通常、どのような契約が含まれるのでしょうか。

輸出入契約とは、一般に、国際貿易の下で、異なる国や地域の間において物や技術が移転するのに伴い、当事者間で締結される貨物輸出入契約、技術輸出入契約等をいいます。

更に、契約当事者の立場により、貨物輸出入契約については、貨物輸入契約と貨物輸出契約に分けることができ、技術輸出入契約については、技術輸入契約と技術輸出契約に分けることができます。

また、技術輸出入契約については、移転対象技術や移転方式により、特許権譲渡契約、特許出願権譲渡契約、特許実施許諾契約、技術ノウハウ譲渡又はライセンス契約、技術開発契約、技術サービス契約、技術コンサルティング契約等に分類されます⁴⁴。

Q3.7.2 輸出入契約には、通常、どのような法律が適用されるのでしょうか。

貨物輸出入契約の場合、中国国内の売買契約と同様に、民法典、対外貿易法等の国内法の適用があるほか、国際条約であるウィーン売買条約⁴⁵、国際商慣習であるインコタームズ

⁴⁴ 技術輸出入管理条例（技術进出口管理条例）第2条、民法典第843条

⁴⁵ 国際物品売買契約に関する国際連合条約（略称「ウィーン売買条約」）

(Incoterms)⁴⁶の適用があります。ウィーン売買条約の適用について、当事者間で契約において排除することが可能であり、契約上明確に排除しない場合には、自動的に国内法より優先的に適用されます⁴⁷。

技術輸出入契約については、通常、貨物輸出入契約のような国際条約の適用がなく、主に国内法の適用となり、民法典、対外貿易法のほか、独禁法⁴⁸や技術輸出管理条例等の特別法の適用もあります。

Q3.7.3 貨物輸出入契約には、どのような内容が含まれるのでしょうか。

貨物輸出入契約には、国内売買契約と同様に、通常、以下の条項が含まれます⁴⁹。

- (1) 当事者の名称（氏名）及び住所
- (2) 目的物の名称
- (3) 数量
- (4) 品質
- (5) 代金
- (6) 履行期間、履行場所及び方式
- (7) 包装方式
- (8) 検査基準及び検査方法
- (9) 決済方式
- (10) 違約責任
- (11) 契約に使用する言語及びその効力
- (12) 紛争解決方法等

なお、前述のとおり、ウィーン売買条約の全部又は一部の適用を排除したい場合、契約においてその旨を明記する必要があります。

Q3.7.4 技術輸出入契約には、どのような内容が含まれるのでしょうか。

技術輸出入契約には、通常、以下の条項が含まれます⁵⁰。

- (1) 当事者の名称（氏名）及び住所
- (2) プロジェクトの名称
- (3) 目的物の内容、範囲及び要求

⁴⁶ 国際商業規則（International Commercial Terms 略称「インコタームズ（Incoterms）」）は、国際的な売買取引における、買主と売主の義務をまとめた国際規則です。制定者は、国際商業会議所（International Chamber of Commerce（ICC））です。

⁴⁷ ウィーン売買条約第6条、第9条

⁴⁸ 中国語「反壟断法」

⁴⁹ 民法典第470条及び第596条

⁵⁰ 民法典第470条及び第845条

- (4) 履行の計画、場所及び方式
- (5) 技術情報及び資料の秘密保持
- (6) 技術成果の帰属及び収益の分配方法
- (7) 検収の基準及び方法
- (8) 対価、報酬又は使用料の支払方法
- (9) 定義及び専門用語の解釈等
- (10) 違約責任
- (11) 契約に使用する言語及びその効力
- (12) 紛争解決方法等

なお、技術輸出入契約は、書面により締結する必要があります。関連技術資料は、当事者間の約定により、契約の構成部分とすることができます。また、特許に関わる場合には、契約において、発明創造の名称、特許出願人及び特許権者、出願日、出願番号、特許番号及び特許の有効期間を明記する必要があります⁵¹。

Q3.7.5 輸出入契約の締結に当たって、中国において、何らかの許認可又は届出登記を行う必要はあるのでしょうか。

貨物輸出入契約については、許認可又は届出登記制度はありません。

但し、輸出入対象貨物が輸出入禁止貨物⁵²に該当する場合には、そもそも貨物自体の輸出入が禁止されていますので、締結された貨物輸出入契約は無効となります。

また、輸出入対象貨物が輸出入制限貨物に該当する場合には、事前に関係主管部門において輸出入許可⁵³を取得する必要がありますので、この点留意が必要です。

これに対し、技術輸出入契約については、許認可又は届出登記管理制度が実施されています⁵⁴。

輸出入対象技術が輸出入禁止技術⁵⁵に該当する場合には、そもそも技術自体の輸出入が禁止されていますので、締結された技術輸出入契約は無効となります。

輸出入対象技術が輸出入制限技術に該当する場合には、輸入者又は輸出者は、技術輸出入（技術ライセンスを含む）契約を締結する前に、まず、所在地の省レベルの商務主管部門に対し、技術輸出入許可意向書の発行を申請する必要があります。技術輸出入申請が許可された場合、商務主管部門から技術輸出入許可意向書が発行されます。当該許可意向書をもって、輸入

⁵¹ 民法典第 845 条、第 851 条第 3 項、第 863 条第 3 項、

⁵² 「輸入禁止貨物目録」（禁止进口货物目録）、「輸出禁止貨物目録」（禁止出口货物目録）に記載されている貨物に該当するもの。

⁵³ 輸入制限貨物について、許可証管理及び関税割当（关税配額）管理制度が実施されています。

⁵⁴ 技術輸出入管理条例第 10 条、第 17 条、第 31 条、第 37 条

⁵⁵ 中国当局が公布する輸出禁止輸出制限技術目録に記載されている技術に該当するもの。

原子核技術や監督対象となる化学物質の生産技術及び軍事関連技術等の特殊技術については、前述の一般民需技術と区別して、特別法規定の適用を受けることになります。

なお、軍用及び民需両用技術は、輸出管理規制の管理対象となります。

者又は輸出者は、対外的に実質的な交渉を行い、技術輸出入契約を締結することができます⁵⁶。そして、技術輸出入契約を締結した後、輸入者又は輸出者は、技術輸出入許可意向書等をもって、商務主管部門に対し、技術輸出入許可証を申請する必要があります。当該許可証を取得した後、輸入者又は輸出者は、当該許可証をもって外国為替、銀行、税関及び税務等の関連手続を行うことができます⁵⁷。

輸出入自由技術を輸出入する場合には、輸入者又は輸出者は、技術輸出入契約を締結した後、商務主管部門に対し、技術輸出入契約登記証を申請することとされています。当該登記証を取得した後、輸入者又は輸出者は、当該登記証をもって外国為替、銀行、税関及び税務等の関連手続を行うことができます⁵⁸。

また、技術輸出入契約の主要な内容に変更が生じた場合には、許可又は登記手続を改めて行う必要があります⁵⁹。

なお、中国国内で登録された特許技術を譲渡し、又は実施許諾する場合には、特許権者は、他の者と締結した特許権譲渡契約又は実施許諾契約を、国务院の特許行政部門に登録し、又は届け出なければならないとされています⁶⁰

Q3.7.6 輸出入契約において、代金支払い等の債務の履行の担保について、どのような方法が考えられるでしょうか。

貨物輸出入契約に基づく債務履行（代金の回収）の担保として、通常、抵当権、質権の設定や第三者による保証が考えられます。もっとも、抵当権（動産又は不動産）、質権（株式や持分等）を設定する場合、中国国内の登記機関において必要な登記手続を行う必要があります。また、これらの権利を実行するためには、訴訟等を経る場合が多く、時間や手間がかかるため、実務上、物的担保を取るケースは少ないといえます。

第三者による保証を取得する場合、保証能力がない第三者より保証を取得しても、意味がないため、当該第三者に保証能力があるか否かを事前に確認する必要があるところ、外国の第三者の保証能力を確認する方法は少ないため、確認せずに保証を取るケースが多いと考えられ、この場合、第三者による保証には、第三者の破産や資産譲渡等、保証目的を実現できない不安定な要素が多くなります。

その他、実務上、契約において保証金、代金前払い又は有利な分割払いの条件を設定することが、有効な方法として考えられます。また、代金の回収や貨物の納品を確保できる安全性が高い L/C（Letter of Credit）決済もよく利用されています。但し、L/C の場合、一定の関連知識が

⁵⁶ 技術輸出入管理条例第 13 条、第 34 条

⁵⁷ 技術輸出入管理条例第 14 条ないし第 16 条、第 35 条及び第 36 条

⁵⁸ 技術輸出入管理条例第 18 条ないし第 20 条、第 38 条及び第 40 条、技術輸出入契約登記管理弁法 第 2 条ないし第 8 条

⁵⁹ 技術輸出入管理条例第 21 条、第 41 条

⁶⁰ 特許法第 10 条、特許法实施条例（专利法实施条例）第 14 条第 2 項、特許実施許諾契約届出弁法（专利实施许可合同备案办法）第 5 条

必要であり、L/C 発行に時間がかかることや銀行手数料が発生し、ディスクレ（銀行買取拒否）のリスクがあること等のデメリットがあるため、取引金額が小さいか、又はある程度の信用がある継続的な取引について、L/C を利用するケースは少ないともいえます。

技術輸出入契約においても、抵当権、質権や第三者による保証を設定することが考えられますが、前述のとおり、実務上、このような担保を取るケースは比較的少なく、技術移転の対価として、技術開発費用等投下資本の回収を見込んで、契約締結時に先に一定の金額（イニシャル・ペイメント）の支払を受け、その後一定期間において歩合制（ランニング・ロイヤルティ）⁶¹により対価を取得する方法をとることが一般的であると考えられます。

Q3.7.7 輸出入契約において、販売地域の制限を行うことは可能でしょうか。

貨物輸出入契約において、販売店契約のように、販売地域の制限を設定するケースは比較的少ないと考えます。これに対し、技術輸出入契約には、実務上少なからずこのような条項が存在しています。

販売地域の制限については、(i) 「市場支配的地位⁶²を有する事業者が、(ii) 「正当な理由なく」⁶³、(iii) 「不合理な取引条件を押し付ける」という3つの要件が全て満たされた場合、中国独禁法上、市場支配的地位の濫用行為であるとして禁止されています⁶⁴。

契約における販売地域等の制限が上記 (i) ~ (iii) の要件を全て満たし、中国の独禁法において禁止されている市場支配的地位の濫用行為に該当するか否かは、中国市場（仮に地域関連市場が中国市場と画定された場合）における販売ビジネス及び取引の具体的な事情に基づいて総合的に検討する必要がありますが、一定の合理的な理由を有する場合には、契約において、販売地域の制限条項を設定することが可能であると考えます。

この点、以下の地域については、技術輸出入契約において販売を禁止する合理的な理由があると認められる可能性があると考えます。

- (1) 特許製品について、許諾者が既に特許権を取得している地域

⁶¹ 技術輸出入契約登記管理弁法（技术进出口合同登记管理办法）第7条。

⁶² 市場支配的地位は、事業者が関連市場内において商品の価格、数量その他の取引条件を支配することができ、又は他の事業者の関連市場への参入を妨害し、若しくはそれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位と定義されています（独禁法第17条第2項）。それを認定する場合に考慮すべき要素（独禁法第18条、「市場支配的地位濫用行為の禁止の暫定規定」（禁止濫用市場支配地位行為暫行規定）第6条～第13条）と推定基準（独禁法第19条）も定められています。

⁶³ 以下のいずれかの事情に該当する場合、「正当な理由」が存在しており、(ii) の要件が満たされないと認定される可能性が高くなると考えます「市場支配的地位濫用行為の禁止の暫定規定」（第17条第3項及び第18条第2項）。

- (1) 製品安全上の要求を満たすために必要な場合
- (2) 知的財産権を保護するために必要な場合
- (3) 取引に対する特定の投資を行い、当該投資を保護するために必要な場合
- (4) 正当な商慣習と取引習慣に適合する場合
- (5) 特定の技術を実現するために必要な場合
- (6) 合理性、正当性を証明できるその他の事由がある場合

⁶⁴ 独禁法第17条第4号及び第5号

(2) 許諾者が自ら販売活動（第三者に当該地域の独占販売権を賦与している等を含む）を行っている地域

実務上、上記のような一定の合理的な理由があれば、技術輸出入契約において、例えば、中国国外への許諾製品の販売を禁止する旨定めた条項等を設定することは可能であると考えます。

Q3.7.8 技術輸出入契約において、技術改良の制限を行うことは可能でしょうか。

技術実施許諾の対象技術の改良を行うことを禁止若しくは制限する旨、又は改良を行った当事者がその改良技術が無償若しくは非互恵的な条件で相手方に提供または共有する旨を定めた技術輸出入契約の条項は、「技術の違法独占」や「技術競争及び技術発展の制限」条項として無効とされる可能性があります⁶⁵。

この点については、「技術契約紛争事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第10条第1号において、①技術の改良に対する制限、②改良技術の使用に対する制限、③平等でない条件での改良技術の交換、④改良した当事者がその改良技術が無償又は非互恵的な条件で相手方に提供すること、又は⑤相手方が無償で改良技術を独占又は共有すること、を定めた技術契約の条項は、いずれも契約法⁶⁶第329条に定める「技術の違法独占、技術進歩の妨害」条項として無効とする旨が定められています。

しかし、民法典においては、「技術の違法独占」は無効とされていますが、「技術競争及び技術発展の制限」については、禁止はしているものの、直ちに無効であるとは規定されていないため、独禁法の観点から、「技術の違法独占」に該当する場合に、「技術競争及び技術発展の制限」に関する条項は無効となると考えます。「技術の違法独占」に該当するか否かの判断は、契約の内容、契約の履行状況、競争への実質的な影響、制限の有無等の要素を総合的に考慮する必要があり、場合によって、独禁当局や裁判所の判断に委ねることになり、条項の規定のみでの判断は難しいと考えます。

実務上、契約において、ライセンサーが対象技術を改良した場合、同契約の存続期間中、ライセンサーに対して、改良技術に関する無償の通常実施権を許諾する旨を定めるケースが多く見られますが、これは、条項の存在のみで、直ちに相手側の技術改良の意欲を阻害せず、技術競争及び技術発展を制限するものに該当するという判断ができず、契約締結後の契約の履行状況、競争への実質的な影響、制限の有無等の要素に基づき総合的に判断する必要があり、独禁法違反のリスクが顕在化されていないことから、規定されているものと考えられます。

Q3.7.9 貨物輸出入契約において、その他留意すべき事項はあるでしょうか。

貨物輸出入契約については、上記のほか、以下の事項について、留意する必要があると考えます。

⁶⁵ 民法典第850条、第864条および「技術契約紛争事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（最高人民法院关于审理技术合同纠纷案件适用法律若干问题的解释）第10条第1号。

⁶⁶ 契約法（合同法）は、2021年1月1日に民法典の施行により廃止されます。

① 貨物輸出入契約の目的物である商品の権利の帰属

売買目的物については、売主に所有権又は処分権があることが前提となり、買主による売買目的物に係る権利の取得を確実なものにして取引の安全を図るため、売主は、売買目的物について第三者が買主に対して何ら権利を主張しないことを保証する義務を原則として負うこととなります⁶⁷。但し、買主が売買契約締結時に、第三者が当該目的物に係る権利を有することを知っていた場合、又は法令に別段の規定がある場合には、取引の安全を図る必要はないため、売主は、かかる義務を負わないとされています⁶⁸。

また、売買目的物に対して第三者が権利を有する可能性が高いことを証する証拠がある場合、買主は、売主が相応の担保を提供しない限り、代金支払いを留保することもできます⁶⁹。

② 目的物の所有権移転

売主は、買主に対して目的物又は目的物受領のための証書を引渡すとともに、目的物の所有権を移転する義務を負うものとされています⁷⁰。売買目的物の所有権は、法令又は当事者間において別段の定めがある場合⁷¹を除き、目的物の引渡しをもって売主から買主に移転することになります。実務上、目的物の所有権を代金支払完了後又は検収完了後に移転させる場合、当事者間の契約においてその旨を明確に規定する必要があります。

なお、知的財産権が含まれるコンピュータ・ソフトウェア等を売買目的物とする場合、法令又は当事者間において別段の定めがある場合を除き、当該知的財産権は買主に帰属しますので、この点注意が必要です⁷²。

③ 製造物責任

商品の製造物責任については、通常、買主（輸入者）が輸入国の消費者に対してその責任を負うこととなります。但し、輸入国の製造物責任法が、日本国の企業に及ぶ可能性があります。

その対応として、一定条件の免責事項を設定することが可能であり、また、保険会社に製造物責任保険を掛けることも考えられます。例えば、製造物責任については、契約当事者間の合意により、共同して責任を負うか、又は一方の当事者が負担すると定めることができます。

⁶⁷ 民法典第 612 条

⁶⁸ 民法典第 612 条、第 613 条

⁶⁹ 民法典第 614 条

⁷⁰ 民法典第 598 条

⁷¹ 例えば、買主が代金支払いその他の売買契約上の義務を履行しない場合、売買目的物の所有権は売主に帰属すること（所有権留保）を約定できます（民法典第 641 条）。

⁷² 民法典第 600 条

Q3.7.10 技術輸出入契約において、その他留意すべき事項はあるでしょうか。

貨物輸出入契約については、上記のほか、以下の事項について、留意する必要があると考えます。

① 権利保証義務

旧技術輸出入管理条例上、技術輸入契約における譲渡側、つまり外国のライセンサーは、中国のライセンシーに供与する技術の適法な権利者でなければならず、ライセンシーがライセンス契約に従って技術を実施したことによって第三者の権利を侵害した場合には、ライセンサーがその責任を負わなければならないとされており、中国国内のライセンス契約の場合には、契約自由の原則に基づき、原則として、当事者間の合意により免責することができるものの、技術輸入契約については、当事者間の合意があっても免責はできないと解されてきました。

これが、技術輸出入管理条例の改正により、第三者の権利への侵害について、中国国内のライセンス契約と同様に、技術輸入契約についても、契約自由の原則に基づき、原則として、当事者間の合意により免責することができるようになりました。但し、技術輸出入管理条例上、ライセンサーは、ライセンシーに協力して妨害を排除する義務が残されています⁷³。

実務上、ライセンス契約を締結する際に、技術の実施条件、実施様態、技術を実施する際に関わる原材料・部品等について、詳細に定めておけば、ライセンシーが合意した条件等に従って技術を実施せずに、第三者の権利を侵害した場合に、ライセンサーは権利侵害の責任を負うことを拒否することができると考えます。

② 技術保証義務

権利の適法性を保証する以外にも、技術輸入契約におけるライセンサーは、技術が完全で有効なものであることを保証し、契約に定める技術目標を達成しなければならないとされています⁷⁴。この点に関しては、民法典第 870 条においても、同旨の規定が置かれているため、国内契約か、対国外契約であるかを問わずにライセンス契約において求められる保証義務です。

技術目標は、当事者間の合意によって決められるため、契約で技術目標をできるだけ具体的に設定することによって、ライセンサーの責任の範囲を明確にすることができ、また、技術の実施環境や実施条件等についても明確に定めることによって、ライセンシーがこれらに従わなかったことにより技術目標を達成することができなかった場合、ライセンサーの技術保証責任を否定することができると考えます。

⁷³ 技術輸出入管理条例第 24 条第 2 項

⁷⁴ 技術輸出入管理条例第 25 条。

③ 改良技術成果の帰属

旧技術輸出入管理条例上、技術輸入契約における改良技術成果については、その有効期間内において、改良を行った側に帰属する⁷⁵と定められていました。これに対し、技術輸出契約を含め、それ以外の技術ライセンス契約については、当該規定がないため、民法典の定めに従って、互恵の原則に従って、両当事者の合意によって定めることとなります⁷⁶。契約に改良技術成果の帰属について定めがない場合、又は定めが明確でない場合において、当事者間の合意⁷⁷によってもなお確定できないときは、一方の当事者が継続して改良した技術成果について、その他の当事者は共同で利用する権利を有しないとされています⁷⁸。

なお、現行技術輸出入管理条例上、旧条例の第 27 条が削除され、互恵の原則に従って、両当事者の合意によって改良技術成果の帰属を定めることができましたので、実務上、改良技術成果の帰属については、事前に契約で定めておくことが望ましいと考えます。

(李英愛・中国弁護士)

⁷⁵ 旧技術輸出入管理条例第 27 条。

⁷⁶ 民法典第 575 条

⁷⁷ 民法典第 510 条：「契約が効力を生じた後、当事者が品質、代金又は報酬、履行地等の内容につき契約で定めない、又は契約の定めが明確でない場合は、協議して補充することができる。補充の合意ができない場合は、契約の関連条項又は取引慣行に従い確定する。」

⁷⁸ 民法典第 875 条。

三. 中国法務の現場より

1. 海外から入京する場合の新しいコロナ対策措置

新型コロナウイルスの更なる流行、拡大を防ぐため、2020年10月14日に海外から北京に来る人員に対する新たな措置が打ち出された。

2020年3月23日以降、目的地を北京とする国際航空便は、いずれも北京以外の第一入国地で入国し、海外から来る人員はその第一入国地で2週間の集中隔離を受けなければならない状況が続いていた。その後、新型コロナウイルスの流行は抑えられてきたこともあり、2020年9月3日以降、北京を目的地とする国際航空便は徐々に北京に直行できるようになってきている。もっとも、入国するにあたっては、PCR検査を受けなければならず、コロナウイルスの感染の疑いがあれば、直ちに指定病院に運ばれる。検査結果によって問題がないと確認できた者は、指定された検査場所で2週間隔離した上、再度PCR検査を受け、問題がないことを確認して初めて解放される。報道によれば、9月3日以来、北京市では、34箇所のホテルを集中隔離及び医学観察場所として指定し、合計9,437人がこれらの検査場所で隔離されたとのことである。

秋以降は、新型コロナウイルスが再流行する季節と言われていることもあり、近時北京市は、海外から入京する人員に対して、計3回のPCR検査を受けることを要求した。

1回目は入国前である。すなわち、海外でPCR検査を受け、その結果が「陰性」である場合、検査結果が出てから5日以内に北京への航空便に搭乗することができる。2回目は入国時である。税関に対して健康申告を行ったうえPCR検査を受け、その結果が「陰性」の場合、集中隔離され、医学観察を受けることになる。3回目は、集中隔離と医学観察期間を満了した時点で、再度PCR検査を受け、その結果が「陰性」の場合に集中隔離と医学観察が解除される。

3回のPCR検査を受けること以外に、隔離される人員の情報はその住所地域を管轄する管理機関にシェアされ、入国者自身又はその所在地住民の安全を確保するため、さらに7日間は健康チェックを受けなければならない。具体的には、自分で体温を測り、毎日体温のデータと異常症状の有無等について、地域の管理機関に報告する必要がある。

ところで、近時の報道によれば、日中両政府が、短期と中長期滞在のビジネス関係者らの往来を近く再開する方向で調整を進めているとのことである、その中では、一定の条件を満たすことを前提として、相手国からの入国者に対して、2週間の隔離期間をお互いに免除することも協議されているようである。順調であれば、11月前後にその合意に達する見込みと言われている。

(中国法顧問・呉秀穎)

2. 宣伝・販促活動等に関する注意事項

(1) 行き過ぎた商戦に警鐘を鳴らす「販促行為規範化暫定規定」

中国では、11月11日の「双十一」⁷⁹の商戦の真ただ中を迎えている。11月11日は、数字の1ばかりが並ぶため、シングルを祝おうということで、「独身の日」（光棍節）と呼ばれることがあったが、2009年にTaobaoが、シングルの人でも買い物を楽しもうということで始めたECセールが大当たりとなり、2009年は11月11日当日の売り上げが0.52億元であったのが、2019年11月11日では2684億元（Tmallによる統計）と、10年で約5000倍もの売上増加となっている。中国の人口は約14億人とされるため、全員がその日に約200円の買い物をする計算となるほどの国民的行事となっている。配達が始まる翌日以降の数日間は、オフィスビルの廊下をうずたかい段ボールの山を引きずって歩く配達員が行き交う光景が風物詩となる。

確かに、「双十一」には割引が大きくなり、安く商品が買えるのは事実であるが、購買意欲をそそる宣伝文句に引きずられて不要なものを買ってしまうなど、トラブルも絶えない。

それに狙いを定めてか、国家市場監督管理局が10月29日付で「販促行為規範化暫定規定」⁸⁰を制定した。施行されるのは12月1日からであるが、行き過ぎた販促活動に対する警告を与える効果があるといえる。

(2) 「販促行為規範化暫定規定」の適用範囲と基本原則

「販促行為規範化暫定規定」は、不正競争防止法、価格法及び消費者権益保護法に基づき制定され、景品付き、価格割引、無料お試し等の方法で販促活動を行うことに対する規制を行うものである⁸¹。

販促活動については、事実を正確に分かりやすく目立つように表示すべきであり、虚偽の情報、架空の取引やコメント等によって消費者を欺いてはならない。また、経営者が宣伝や掲示などで割引を約束した場合には、その約束を履行する必要がある。商業施設やECプラットフォームなど（取引場所提供者）において統一的なセールを行う場合には、販促ルールや期限等を示し、出店者に注意事項を告知するとともに、出店者に違法な販促行為があった場合には、取引場所提供者は、必要な処分を行うとともに、行政の査察・処分に協力すべきとされる。また、経営者が景品や無料提供品を販促活動で提供する場合には、不合格品、権利侵害品、販売禁止品などを用いてはならない⁸²。

(3) 景品付き販売に関する規制

景品付き販売には、抽選式とおまけ式がある。抽選式は、くじ引きやゲーム等の偶然又は不確定な方法により当たる景品を用いた販売方法をいう。おまけ式は、一定の条件を満たした消費者に金銭、物品その他の利益を与える販売方法をいう。また、直接商品の販売のための景品でなくとも、例えば、アプリの宣伝、知名度向上、アクセス数・クリック数

⁷⁹ 日本でも、最近では「W11」（ダブルイレブン）などという呼び方で紹介されている。

⁸⁰ 「规范促销行为暂行规定」。なお、実際に公表がなされたのは2020年11月5日である。

⁸¹ 同規定第2条、第3条。

⁸² 同規定第5条乃至第8条、第10条。

増加等のために、金銭、物品その他の利益を与える行為も、景品付き販売を含むものとした⁸³。

景品付き販売については、事前に景品の種類、参加の条件・方法、当選発表の時期・方法、景品の金額・品名・種類やその数量又は当選率、そして、景品の受領条件・方法、主催者名とその連絡先などを明示する必要がある。また、消費者に有利となるものを除き、これらの変更、条件追加等をしてはならない⁸⁴。

もし、ポイント、割引券、引換券、金券等の形式をとる場合には、引き換えのルール、使用範囲、有効期限などの詳細情報を公表する必要がある⁸⁵。

景品付きを偽る行為⁸⁶や、当選者を操作するような詐欺的行為⁸⁷は禁止される。

抽選式の景品付き販売においては、景品の最高金額は 5 万元を超えてはならない⁸⁸。これは、前身の 1993 年制定の「景品付き販売活動における不正競争行為禁止に関する若干の規定」⁸⁹第 4 条において規定されていた 5000 元の上限を、不正競争防止法の基準⁹⁰に合わせて 5 万元としたほか、5 万元を超える場合の判断基準を具体的に示したものである⁹¹。

(4) 価格による販促行為規範について

値下げ、割引等による販促活動について、条件付きの場合には、条件を明示する必要があり、また、期間限定の場合には、期間を明示する必要がある⁹²。

また、値下げ、割引について、その基準となる価格を明示する必要があり、もし基準を示さない場合には、当該販促活動前の 7 日間における最低取引価格を基準とし、当該 7 日間に取引がない場合には、販促活動前の最後の取引価格を基準とする⁹³。これは、いったん価格を釣り上げてから値下げ、割引をするという詐欺的行為の抑制を図るためとされている⁹⁴。

⁸³ 同規定第 11 条、第 12 条

⁸⁴ 同規定第 13 条

⁸⁵ 同規定第 14 条

⁸⁶ 同規定第 15 条。例えば、景品内容を偽ること、販促活動範囲の一部だけに景品を投入すること、準備した景品の全部又は一部を投入しないこと、異なるランクの景品を期間をずらして投入すること、消費者に明示した情報に従って景品の引き換えをしないことなどが挙げられる。

⁸⁷ 同規定第 16 条。従業員その他の特定の対象者だけに当選させるような操作を行うことが挙げられる。

⁸⁸ 同規定第 17 条

⁸⁹ 「国家工商行政管理总局关于禁止有奖销售活动中不正当竞争行为的若干规定」

⁹⁰ 不正競争防止法第 10 条第 3 号

⁹¹ 同規定第 17 条

⁹² 同規定第 20 条

⁹³ 同規定第 21 条。なお、これは、価格法第 14 条により禁止される価格詐欺行為の内、虚偽の原価（割引等前の元の価格）につき、その判断基準として挙げられている 7 日間ルール（「価格詐欺行為禁止規定」（禁止价格欺诈行为的规定）第 7 条第 1 号、「価格詐欺行為禁止規定の關係条文の解釈に関する通知」（国家发展改革委关于《禁止价格欺诈行为的规定》有关条款解释的通知）第 2 条）の流れをくむものといえる。

⁹⁴ 国家市場監督管理総局による説明（http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202011/t20201105_323085.html）

ポイント、割引券、引換券、金券等の形式で割引を行う場合には、割引計算の基準を明示することを要する。もし明示がない場合には、消費者が当該割引を適用する時点での表示価格を基準とする⁹⁵。

(5) その他の注意事項

コロナ禍の中で、中国では、経済復興のために内需拡大を図り、官民一体となって、電子商取引の拡大に力を入れている。また、事業環境の最適化、秩序ある市場競争、消費者の保護のための各種政策が強化されている。

上海市では、「上海市不正競争防止条例」が10月27日に改正され、2021年1月1日より施行となる。これは、上海市の地方法令であり、国法である不正競争防止法の枠組みを超えた処罰内容等を定めるものではないが、不正競争防止法における、混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、営業秘密侵害、違法な景品付き販売、他の事業者の信用毀損行為の禁止について、具体的な判断基準を示し、市場環境の変化に対応して、よりよく不正競争の防止を図ることを主眼としている。

そのため、市場秩序に害を及ぼす宣伝・販促活動については、今後、より一層の取り締まりと処罰強化がなされ、法規制の隙間ですり抜けようとする行為にも規制の網をかけようとする方向性がみられるので、注意が必要である。

他方、市場環境と法規制の変化が続く中で、厳格かつ複雑な規制に気づかずに、うっかりと違反行為をしてしまうリスクも高まっているが、例えば、上海市では、「市場における軽微な違法・規則違反経営行為の処罰免除リスト」⁹⁶が出され、軽微な違法（例えば、広告に引用したデータについて出所を示すべき義務に違反したが引用内容自体は適法で根拠があった場合、「最」のような禁止用語を広告に使用したが、自己の媒体で発表したに過ぎず、かつ初回の発覚であった場合など）や、当局の是正命令に従った場合（実害がない範囲での消防法違反について直ちに是正した場合や、会社の住所変更登記漏れについて、是正命令期間内に登記を行った場合など）については、処罰を免除するとしている。同様の規定は、全国各地で制定が進んでいる。

このように、過失による法規制違反については、救済措置もあるので、うっかり違反をしてしまった場合には、それを隠蔽したり、不正の手段を使ってもみ消しを図ったりするのではなく、積極的、自発的に是正に努めることがよいと考えられる。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年10月号—

発行：TMI 総合法律事務所
監修：何連明・外国法事務弁護士
編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士
発行日：2020年11月9日

⁹⁵ 同規定第22条

⁹⁶ 「市场轻微违法违规经营行为免罚清单」（2019年3月13日公布）

http://sfj.sh.gov.cn/xxgk_gfxwj/20190313/11a120a373cd432faa402d16e8467a2a.html